

江東区プロモーションメッセージポスター掲出パートナー募集要領

(目的)

第1条 この要領は、江東区シティプロモーション基本方針（令和7年3月策定）に伴って定めたプロモーションメッセージ「トーキョーの、ちょっと東。すごく今。」の周知を目的として江東区（以下、「区」という。）が作成した掲示物（以下、「ポスター」という）について、その掲出に協力する者（以下、「掲出パートナー」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(掲出パートナー)

第2条 掲出パートナーは、前条の目的に賛同し、区内において、自らが管理し、又は管理者の承諾を得た場所にポスターを掲出する個人、法人又は団体とする。

(掲出条件)

第3条 ポスターの掲出場所は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 江東区内に所在すること。
- (2) 一般の者が閲覧可能な場所であること。
- (3) 掲出期間中、継続して掲示できること。
- (4) 法令又は施設の規則等に違反しないこと。
- (5) 掲出に必要な権限を有する者の承諾を得ていること。
- (6) ポスターの破損又は汚損のおそれが少ない場所であること。

(対象外となる掲出場所)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場所は、掲出対象としない。

- (1) 公序良俗に反すると認められる場所
- (2) 政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 宗教活動を主たる目的とする施設
- (4) その他、区が掲出場所として適当でないと認める場所

(申込み)

第5条 掲出パートナーを希望する者は、区が別に定める方法により申し込むものとする。

(ポスターの提供)

第6条 区は、別に定める方法により、掲出パートナーに対し、掲出に必要なポスターを提供する。

(掲出状況の確認)

第7条 掲出パートナーは、区が行う掲出状況の確認に協力するものとする。

(報酬)

第8条 ポスターの掲出に係る報酬は、支払わない。

(ポスターの取扱い)

第9条 掲出パートナーは、ポスターを適切に管理するとともに、区の承諾なく、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ポスターを譲渡し、又は転売すること。
- (2) ポスターを複製し、改変し、又は二次利用すること。
- (3) 掲出以外の目的でポスターを利用すること。
- (4) その他、ポスターの適正な利用を妨げる行為

(掲出協力の取消し)

第10条 区は、掲出パートナー又は掲出場所がこの要領に定める条件を満たさないことが判明した場合その他区が不適当と認める場合は、掲出協力を取り消すことができる。